

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 25 日

各都道府県子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費ご担当者 様

厚生労働省子ども家庭局
子育て支援課人材研修係

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費の国庫補助申請手続き等
に係る F A Q の送付について

平素より子ども・子育て支援の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。
子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費に係る事前協議、交付申請、実績報告といった国庫補助申請手続き等にあたり、当係へのご照会・ご確認の業務負担軽減や効率化を図るため、今般、別添の「子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費の国庫補助申請手続き等に係る F A Q」を作成いたしました。

例年、多くの自治体からご照会をいただいているものや、取扱いが間違いやすいため、その都度留意点をお示ししてきたもの等をまとめておりますので、申請手続き等の際にご活用ください。

なお、本事務連絡につきまして、管内市区町村にも周知していただきますよう、よろしく願いいたします。

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費の国庫補助申請手続き等に係るFAQ

NO	手続き	質 問	回 答
1	事前協議	事前協議はなぜ必要なのか。	交付要綱別表1及び別表2において、各研修事業の基準額は「厚生労働大臣が認めた額」としており、事前協議を受けて、国が内示により「厚生労働大臣が認めた額」をお示しします。その後、その内示額の範囲内で交付申請していただきます。
2	事前協議	事前協議は例年何回実施しているのか。	当初の事前協議は年に2回実施しており、補助金を申請するためにはどちらかで事前協議していただく必要があります。その後、内示額を増額するための追加協議を1回実施しています。
3	事前協議	事前協議書の提出期限はいつか。	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知で提出期限をお示しますが、令和2年度と同様のスケジュールを見込んでいます。 (参考) 令和2年度の提出期限 事前協議(当初第1回) 令和2年5月21日 // (当初第2回) 令和2年7月22日 // (追加協議) 令和2年10月16日
4	事前協議	当初の事前協議は、すでに委託契約済みであるなど開催が確定している研修等しか協議できないのか。	当該年度に開催を予定しているすべての研修等について見込みでの協議が可能です。「委託先名称」や「研修開催場所」等が未定な場合は、協議書に「未定」と記載してください。
5	事前協議	今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、研修等の中止・規模縮小等があり得るが、見込みに含めて協議していいか。	当該年度に開催を予定しているすべての研修等について見込みでの協議が可能です。
6	事前協議	事前協議の内示額を変更する場合はどのような手続きが必要か。	内示額を増額するためには追加協議していただく必要があります。なお、内示額を減額する追加協議は行っていません。(内示額の範囲内で、交付申請時における必要額を交付申請してください)
7	事前協議	第1回の内示を受けた後に所要額が増えた場合、第2回事前協議で事前協議することは可能か。	第2回事前協議ではなく、追加協議において協議してください。
8	事前協議	追加協議の時点で、当初の事前協議を行うことは可能か。	追加協議は当初の内示額を増額するための手続きですので、その時点で当初の事前協議を行うことは出来ません。当該年度に開催を予定している研修等がある場合は、予め第1回、第2回のどちらかで事前協議してください。

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費の国庫補助申請手続き等に係るFAQ

NO	手続き	質 問	回 答
9	交付申請	当初の交付申請書の提出期限はいつか。	<p>交付要綱6において、「別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする」としており、国の内示の際に交付申請書の提出期限をお示ししますが、令和2年度と同様のスケジュールを見込んでいます。</p> <p>(参考) 令和2年度の提出期限</p> <p style="margin-left: 40px;">交付申請 (第1回) 令和2年7月14日</p> <p style="margin-left: 40px;">〃 (第2回) 令和2年9月11日</p>
10	交付申請	当初の交付決定は例年何回実施しているのか。	当初の交付決定は年に2回実施しており、補助を受けるためにはどちらかで交付申請していただく必要があります。
11	交付申請	内示額総額の範囲内で、事業間の配分変更を行って交付申請することは可能か。	内示額総額の範囲内であれば、事業間の配分変更を行った上で交付申請が可能です。
12	交付申請	交付申請書の別表1の「基準額E(厚生労働大臣が認めた額)」は、どのような金額を記載するのか。	内示通知の別紙に記載されている「基準額」を記載してください。ただし、事業間で配分変更を行った場合は、変更後の金額を記載してください。
13	交付申請	内示額総額を超える交付申請は可能か。	内示額総額を超える交付申請は出来ないため、不足分については内示額を増額するために追加協議していただく必要があります。
14	交付申請	必ず内示額全額を交付申請しなければならないか。	内示額の範囲内で、交付申請時における必要額を交付申請してください。
15	交付申請	交付申請は、すでに委託契約済みであるなど開催が確定している研修等しか申請できないのか。	当該年度に開催を予定しているすべての研修等について見込みでの申請が可能です。「委託先名称」や「研修開催場所」等が未定な場合は、交付申請書に「未定」と記載してください。
16	交付申請	今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、研修等の中止・規模縮小等があり得るが、見込みに含めて申請していいか。	当該年度に開催を予定しているすべての研修等について見込みでの申請が可能です。

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費の国庫補助申請手続き等に係るFAQ

NO	手続き	質 問	回 答
17	交付申請	内示後にやむを得ない事情により研修等が中止されたことに伴い、交付申請を行わない場合に必要手続きはあるか。	書類の提出は不要ですが、都道府県を通じて、交付申請を行わない旨の連絡をお願いします。（国では連絡をいただかないと申請が漏れているのか、申請が不要なのか分からないため）
18	交付額の支払い	交付決定額について、官署支出官の支払日に指定はあるか。	支払日に指定はありませんので、支払計画示達日以降であれば概算払いが可能です。
19	交付額の受入れ	必ず交付決定額の全額を受入れなければならないか。	交付決定額の範囲内で、支払い時における必要額を受入れてください。
20	追加協議	追加協議は、どのような自治体が対象になるか。	当該年度に当初の事前協議を行った自治体のうち、所要額（見込み含む）が内示額合計を超える自治体が対象です。
21	変更交付申請	変更交付申請書の提出期限はいつか。	交付要綱7において、「別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする」としており、年度途中に変更交付申請書の提出期限をお示ししますが、令和2年度と同様のスケジュールを見込んでいます。 （参考）令和2年度の提出期限 変更交付申請 令和2年11月30日
22	変更交付申請	変更交付決定は例年何回実施しているのか。	変更交付決定は年に1回実施しています。
23	変更交付申請	交付決定後に所要額が減少した場合、必ず減額の変更交付申請が必要か。	増額の変更交付申請は必須ですが、減額の変更交付申請はしなくても差し支えありません。その場合は、交付決定額の範囲内で必要額を受入れてください。

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費の国庫補助申請手続き等に係るFAQ

NO	手続き	質 問	回 答
24	変更交付申請	交付決定額の範囲内で、事業間の配分変更を行って事業を進めることは可能か。	「職員の資質向上・人材確保等研修事業」の事業間であれば、制限なく配分変更が可能です。一方、「子育て支援員研修事業」と「職員の資質向上・人材確保等研修事業」の区分をまたいで配分変更する場合は、配分額のいずれか低い金額の1/2以内であれば配分変更は可能です。ただし、1/2を超える場合は、事前に変更交付申請が必要です。
25	変更交付申請	交付決定後にやむを得ない事情により研修等が中止されたことに伴い、所要額が0円になった場合は変更交付申請で対応するのか。	所要額を0円とする変更交付申請は出来ません。その場合は、国費の受入れをせず、実績報告において0円の報告をしてください。
26	実績報告	実績報告書の提出期限はいつか。	交付要綱10において、「翌年度4月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする」としています。
27	実績報告	実績報告書の別表1の「基準額E（厚生労働大臣が認めた額）」は、どのような金額を記載するのか。	内示通知の別紙に記載されている「基準額」を記載してください。ただし、事業間で配分変更を行った場合は、変更後の金額を記載してください。
28	実績報告	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、研修等を中止・延期したが、すでに一部の費用がかかっている場合には、その費用は対象経費に計上していいか。	研修等を中止又は延期した場合に生じた経費（交付要綱に定める対象経費に限る）については、対象経費に含めて計上して差し支えありません。その場合は、研修等の中止又は延期に至った経緯等を事業の歳入歳出に係る証拠書類として整理し、保管するとともに、実績報告書の添付書類として提出してください。
29	実績報告	複数の研修事業で交付決定を受けているが、所要額が減額した事業と増額した事業がある場合、経費の配分変更を行った上で実績報告していいか。	「職員の資質向上・人材確保等研修事業」の事業間であれば、制限なく配分変更が可能です。一方、「子育て支援員研修事業」と「職員の資質向上・人材確保等研修事業」の区分をまたいで配分変更する場合は、配分額のいずれか低い金額の1/2以内であれば配分変更は可能です。
30	実績報告	実績報告書の添付書類として、受講者名簿、領収書、支出負担行為・支出に関する書類といった資料は提出する必要があるか。	受講者や講師等の個人情報に記載されている資料は、実績報告書の審査にあたり不要です。提出されないようご注意ください。